解散公告（第三回）

当法人は、理事会、評議員会及び総会の決議並びに平成二十四年十二月三十一日文部科学大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月八日

東京都港区西新橋三丁目二五番八号

社団法人東京慈恵会医科大学同窓会

代表清算人　高橋紀久雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月八日

東京都千代田区霞が関三丁目六番一四号

財団法人全国勤労者福祉協会

清算人　安藤　和芳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月八日

鳥取市南栄町一五番地二

財団法人園芸産業研究所

清算人　谷口　義晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川北一条二丁目二三一番地、最後の住所北海道石狩市花川北三条三丁目四番地　公団住宅九―三〇五

被相続人　亡　上田　哲靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目一条ビル二階増谷康博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増谷　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区西野五条二丁目三六三番地三三、最後の住所札幌市中央区南一七条西一六丁目三番一―一〇二号

被相続人　亡　村松　匡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目一条ビル二階増谷康博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増谷　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市光洋町一丁目五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北島　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

事務所北海道標津郡中標津町東三条北一丁目六番地　三条ビル二階

相続財産管理人　弁護士　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市山家町一丁目二五〇番地、最後の住所山形市山家町一丁目三番一七号

被相続人　亡　東海林秀矩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市日和田町字安積山四一番地五、最後の住所福島県郡山市日和田町字安積山四一番地の五　被相続人　亡　花井　徳幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

福島県郡山市堂前町二一番二号

相続財産管理人　伊藤　栄紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡今別町大字今**別**字今**別**六九番地の二、最後の住所栃木県日光市明神二四五三番地晃明荘　被相続人　亡　佐々木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

栃木県宇都宮市小幡一丁目五番四号阪口勉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊池　昭吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区緑四丁目四番地六、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目二七番一―一〇六号

被相続人　亡　森田　一嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一〇―三イチカワビルV四階　稲野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲野　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市狸穴一六〇番地、最後の住所東京都品川区旗の台二丁目八番二一―二〇一号

被相続人　亡　徳田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号

相続財産管理人　山本　友恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市北本町二丁目六三番、最後の住所千葉県船橋市北本町二丁目六三番一―四〇三号

被相続人　亡　雨谷　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市代宿一〇七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川畑　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ワイ・アンド・ワイビル七階　さくら綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　末吉　永久

第10期決算公告

平成25年1月8日

岩手県盛岡市上田4丁目3番5号

株式会社アイカムス・ラボ

代表取締役　片野　圭二

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,201
	固定資産	7,417
	資産合計	114,618
負債及び純資産の部	流動負債	50,176
	固定負債	43,988
	株主資本	20,453
	資本金	42,270
	資本剰余金	26,270
	利益剰余金	△48,086
	その他利益剰余金	△48,086
	（うち当期純利益）	(6,475)
	負債・純資産合計	114,618